

Title	グループワークの社会事業における位置：社会事業の概念の問題と関連して
Sub Title	Role of group work practise in the field of social work : a study related to the inquiry into the concept of social work
Author	小島, 栄次
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1958
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.51, No.8 (1958. 8) ,p.655(1)- 668(14)
JaLC DOI	10.14991/001.19580801-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19580801-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19580801-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評及び紹介

住谷悦治著『日本経済学史』……………飯田 鼎(六)  
ねづ・まさし著『批判日本現代史』……………寺尾 誠(三)

グループワークの社会事業における位置

——社会事業の概念の問題と関連して——

小 島 栄 次

はしがき

社会事業を救済事業とのみ考えるべきでないことは、ケースワークの方面に関して本誌一九五七年一〇・十一月合併号の拙稿「学校社会事業について——社会事業の概念の問題と関連して——」に述べたが、本稿ではグループワークについて若干考察を行い、社会事業の概念について検討を加えると共に、社会事業の領域がこの方面でも次第に拡大する可能性のあることを指摘したい。そして社会事業のいわゆる技術論的な概念が、斯かる変化に応じ得る伸縮性を持つものであることを述べたいと思う。従って本稿は、グループワークの諸側面について一応の概観を行うが、グループワークそのものの立入った研究を目的とするものではない。なおまたグループワークは我が国ではまだ行われていないと言ってよい状態にあるので、以下述べることはすべてアメリカの事情である。

グループワークの社会事業における位置

一、グループワークにおけるグループ

グループワークとは、小集団の余暇活動をグループワーカーが援助することを言うのであって、ケースワーク・コミュニティオーガニゼーションと共に、社会事業の主要な方法として挙げられるものである。

一グループの人数は、最低限五―六人から最大限二五―三〇人くらいが適当とされるが、グループの種類は多種多様である。成員の年齢・性・職業などによって異なるし、活動の種類も、学習・レクリエーション・スポーツなど種々のものに分れ、これという特定の活動計画のはっきりしたものや何一つ持たないものもあるが、要するに余暇の時間に教育的活動又はレクリエーション活動を行うものである。行われる場所もいろいろで、グループワークを行う主要な機関としては、セトルメントハウス・コミュニティセンター・子供クラブ・教会・YMCA・YWCA・ボイスカウト・ガールスカウト・

病院・養護施設などが挙げられる。グループ組織の型からは、種々のクラブ・学級・スポーツチーム・特殊関心グループ・グループ間協議会・全国的プログラムにより組織されたグループに区別される。<sup>(注二)</sup>

然しアメリカのその方面の一權威である Harleigh B. Trecker に従えば、一般的に次の如き五つの特質を持つべきものと考えられる (H. B. Trecker, Social Group Work, Principles and Practices, New York, 1948, pp. 60-64.)<sup>(注三)</sup> 即ち先ず第一に、グループの大きさは、成員が互によく知り合うことができ、グループの機能に一人残らず積極的な役割を演ずることが出来る程度に小さいことである。同時にまた、ワーカーが成員一人々々を個人的によく知り理解できる程度に小さいことが必要である。しかし具体的にどのくらいの人か、その場合々々で異なる。或る人間にとっては、四一五人のグループではグループの真の参加者になれず、一五二〇人ではじめてよい参加関係を生ぜしめるが、反対にその程度の人数だと圧迫を感じて萎縮する人があり、従って先ず小さなグループで経験をさせる必要もある。またワーカーの能力の如何も関係する。能力の大きなワーカーならば、比較的大きなグループに対しても、高度に個別化した仕事をする事ができる。第二には、グループは或る程度の結合を持つべきである。成員を或る期間にわたって結びつけて置く絆がなければならぬ。この絆は、何等かの活動に対する共同の関心である場合もあり、何か新しい変ったことを学びたいという願望である場合もあり、単に他の人間と一緒に居たいという欲

求であったり、社会問題について何かしたいという願望であったり、或いは何か未知の方面の人間の経験を得たいという願望であったりする。それが何であるにせよ、グループはその目的を達することができる程度の期間だけ続くということが、相当に期待されるものでなければならぬ。次に第三の特質は、少なくとも最低限度の組織を持たねばならぬことである。それは正式のものであれ、正式でないものであれ、とに角成員が、目的について決定を行い、仕事を分担し責任を負う何等かの方法を持たねばならぬ。第四には、新しい参加者を選び参加を許す何かの取組みが必要である。それは、社会的統制が生じて、グループがそれ自体の行為に対して責任をとることができるようになるために必要である。そしてその取組みは、グループワークを行う機関とグループ員とが協力して作るべきである。最後に第五には、グループはグループワークを行う機関及びワーカーを容認して、この両者と協力的関係に立つべきであり、それによってその機関のより大きな目的に、支持を与えるべきである。

後述するようなグループワークは、グループが斯かる特質を持つ場合に、最も十分に行われ得る。

(注一) これはセトルメントなどで行われるクラブ活動と異なつて、独立に家屋その他の施設を持って行われるものを言う。  
(注二) 組織の型によるグループのこの分類は、米政府児童局が行つたもので、特殊関心グループとは、個人間の結合よりも行事に関心が集中し、教授が行われる場合でもインフォーマルなもの

で、教員対生徒の関係を含まないもの。これに対して学級という型のグループは、特定の知識の獲得・個人的熟練の行使・或いは特定の教育的活動(例えば討論会の如き)への参加のために規則的に集合するもので、その統制は教師に委ねられる。グループ間協議会とよばれるものは、幾つかのグループの代表者又は一機関の一般会員の代表者からなるグループで、一セトルメントハウスのグループワークサービスを受けている多数グループの代表者から組織されるもの如き、その例である。最後の型のものは、全国的なプログラムの一部として、グループワーク機関の主催によって組織されるもの。ボーイスカウトのグループの如きこれに属すると解される (Harleigh B. Trecker, Social Group Work, Principles and Practices, New York, 1948, pp. 60-61, 参照)。

(注三) これらの諸特質は、実はグループワーク一般ではなくて、後述するソーシャルグループワークのグループについて認められたものである。然しグループワーク一般にも、そのまま当てはまると思う。

### 二、グループワーク及びその目的

グループワークを行う機関は、集会室・遊戯設備・体育設備・図画室・裁縫室・工作室・キャンプ場などの設備と、グループワーカーを含む専任職員及び篤志奉仕者を持っており、上述の如きグループワークの社会事業における位置

グループワークの社会事業における位置

プに対してグループワークを行う。各種グループは、最初からグループとしてこれら機関にサービスを求めて来る場合もあり、個人で機関に接近してそこにあるグループに参加する場合もあり、これら機関が街頭にワーカーを送って、そこに遊ぶ子供達からグループを組織させる場合もあり、その他いろいろな仕方で行われる。しかしいずれの場合にせよ、機関がグループの組織或いは活動を強制的に行われるだけなく、ワーカーの住宅或いは野外で行われる場合もあるが、いずれもグループ成員の余暇に行われ、毎週日時を定めて集合するのが普通である。ワーカーはこの活動を援助する役割を勤めるもので、遊戯活動の指導員・体育活動の指導員・工作活動の指導員・討論グループの指導員など、各種のワーカーがある。

グループワークとは、斯かるグループの活動に対して、これら機関及びグループワーカー並びにその監督下にある篤志奉仕者がする仕事であり、方法であり過程である。各種機関のそれぞれが持つ目的・方針や設備などは、ワーカーの作業に一定の枠を与えるものであり、またそれら機関を持つケースワーカーその他の人的要素は、グループワーカーの作業を援助するものであるが、グループワーカーは言うまでもなくこの仕事の中心人物である。

グループに参加している個人々々は、自分の社会的発達にとって必要な環境を持つことができる。一般に人間は集団の中で生きていくのであって、自己の人格の発達及びその表現の要求も集団の中で

充足される。他方人間は、集団の利益のために自己の願望及び行動を統制する責任を持つ。集団の中で自己の人格的発達をとげると同時に、集団としての目的の達成に貢献しようとする人間になることが、個人の社会的発達である。グループワークにおけるグループは、このような発達にとって都合のよい環境を構成するように編成される。親密な関係にある比較的少数の人間の間で、協力し、或いは争いながらグループ活動を行ううちに、例えば互譲の精神とか集団行動の民主主義的な自己決定の能力とかを養う貴重な経験が与えられる。同時にまたグループ活動は、各個人の欲求に応じて、例えば何等かの技能習得の機会を与えるが如き、社会的に望ましいグループ目的をもって行われる。ワーカーはこのグループ活動に参加して、絶えず成員個人々々の行動に注意し、全員が右のような意味でこのグループ活動を十分利用し得るよう援助する。

ワーカーの役割は Gertrude Wilson and Gladys Ryland, *Social Group Work Practice: The Creative Use of Social Process*. Boston, 1949. pp. 60—61. に従うと、専制者 Dictator 垂範者 Personification of what the worker wants the group members to become 教訓者 Preceptor 操縦者 Manipulator 能力附与者 Enabler の何れかになることである。専制的方法では、グループ成員はワーカーに従うだけであり、垂範的方法では、成員は各自の能力を発達させることをせず、唯ワーカーのようにならうとする。教訓的方法では教えを受け、操縦的方法では一

応自己決定の過程を通過させられるけれども、その実は前以て用意されたプログラムを容認するように丸めこまれる。能力附与の方法では、グループ成員は、彼等が本当の自己決定を行うに当り、又集団の目的達成のために必要な社会行動をとるに当り、それに伴う社会的過程に参加することを通じて、新しい考えを学び新しい熟練を発達させ態度の変化を齎し人格を深化させる。これらのいずれの役割を勤めるかは、グループ経験の質の如何によるのであって、例えば幼年者のグループに対しては、能力附与的方法を用いることはできず、恐らく垂範的・教訓的・操縦的などの方法が用いられるであろう。最後に、米国グループワーカー協会が一九四九年に同協会の公式の定義として採用したグループワークの定義を紹介する。これは定義としては長文ではあるが、グループワークの諸側面を最もよく要約したものと思う (Russell H. Kurtz (ed.), *Social Work Year Book*, 1954, New York, 1954, pp. 480—481.)

「グループワークは、グループワーカーがそれによって各種の型のグループに対して、次の能力を与える方法である。即ち、グループ成員間の相互作用とプログラム活動とが両方とも、個人の成長及び望ましい社会的目標の達成に貢献するように、グループが機能する能力を与えるものである。グループワーカーの目的は、グループ成員の個々の能力及び必要に応じて人格の成長をはかること、個人を他の個人・諸集団・社会に適応させること、個人を社会の改善に向って動機づけること、成員各個人にその諸権利・諸限界・諸能力

を認識させると共に、他人の諸権利・諸能力・相違点を容認させることにわたる。グループワーカーはその参加を通じてグループ過程に影響を与え、諸決定が、グループ内の或いはグループ外からの支配の結果としてでなく、知識の結果として、考え・経験・知識を共にした合せることの結果として生じるようにすることを目指す。彼は経験を通じて、他の諸グループとの間及びより広いコミュニティとの間に、信頼すべき市民を作ること・コミュニティ内の文化的・宗教的・経済的・社会的諸グループ間の相互的理解を深めること・民主主義的諸目標に向って我々の社会を絶えず改善する努力に参加すること・に貢献する諸関係を作り出すことを目指す。斯かるリーダーシップの背後にある指導的目的は、民主主義社会についての普通の想定から発している。即ち、各個人が自由にその能力を発揮する機会・他人を尊重しその価値を認める機会・我々の民主主義社会を維持し絶えず改善する社会的責任を果す機会・があるという想定である。グループワークの実施方法の基底には、近代社会諸科学に基いた個人の及びグループの行動についての知識・社会の状態及びコミュニティの諸関係についての知識がある。グループワーカーはこの知識に基いてグループに貢献し、グループに対してリーダーシップにおける熟練を働かせる。この熟練によって、成員各自がその能力を完全に發揮し社会的に建設的な性質のグループ活動を創造する能力を与えられる。彼はプログラム活動にも、グループ内の及びグループとその周囲のコミュニティとの間の相互作用にも、注意を払う。

#### グループワークの社会事業における位置

彼は各個人の関心と必要とに応じて各人を援け、プログラム活動によって提供される満足・社会関係を通じて得られる喜びと人格的成長・信頼し得べき市民として協同する機会を、グループ経験から得られるようにする。グループワーカーは、グループに対する彼の関係・一用具としてのプログラムについての彼の知識・個人及びグループ過程についての彼の理解・を意識的に利用し、彼が扱う個人及びグループに対しての、及び彼が代表するより大きな社会的価値に對しての、責任を認める。」

(注四) Arthur Fink, Everett E. Wilson, and Merrill B. Conover, *The Field of Social Work*. 3rd ed. New York, 1955. p. 508. によると、米国グループワーカー協会は、一九五三年にこの定義を改訂するための委員会を設けたとある。

なお同協会は、グループワーカーの機能の定義をも公表しているが、これは冒頭が七語少ないだけで、あとは全文右の定義と同一である。Dorothea E. Sullivan (Ed.) *Readings in Group Work*. New York, 1952. pp. 421—422. 参照。

#### 三、グループワークとソーシャルグループワーク

社会事業の領域では、グループワーク(以下本稿ではGWと略記する)の正式な名称は、ソーシャルグループワーク(以下SGWと略記する)である。何故単にGWと呼ぶことで満足しなかったか。

一九三四年の全米社会事業会議で会議組織の変更を決定し、翌一

九三五年の会議から新しくSGWの部会を開いたこと、一九三五年版のSocial Work Year Book (同年刊)に、これまた新しくSGWの項が設けられたことは、劃期的な事件であつて、それ以来正式にはこの名が用いられている。社会事業年鑑一九三五年版の前号は一九三三年版(同年刊)であるが、それにはSGWの項はなくしてGWの項があり、集団的な余暇活動及び教育活動の指導を、社会事業と密接に關係するものとして説明している。勿論SGWという名称については何の言及もない。更にその前号の一九二九年版(一九三〇年刊)にはGWの項もない。又Frank J. Bruno, Trends in Social Work. New York, 1948. p. 272. の指摘するやうに、セリグマン編「社会科学辞典」にはGW又はSGWの項目はなく、第二四卷(一九三四年刊)のソーシャルセトルメントの項にも、執筆者がセトルメントの關係者であるに拘らずGW又はSGWという言葉を用いてない。しかもその以前から、社会事業の世界でGWが行われていたこと及びその名称も或る程度用いられていたことは、既に一九二九年に、米國ソーシャルワーカー協会が行つた社会事業職調査の第二巻としてMargaret Williamson, The Social Worker in Group Work. New York, 1929. が刊行されているところから明らかである。またその頃余暇活動を行う施設のうちには、その事業が個人に重点を置いていたのに対してGWの名は不適当であるとの理由で、この名を嫌つたものもあつたが、一九三二年には、ソーシャルワーカー協会が会員の分類を行つた際、GWを二部門として認めたと

(Social Work Year Book. 1935. p. 458.)。更にまた前掲セリグマン編「社会科学辞典」の第一四卷には、「ソーシャルワークの項があり、その中ではケースワークに比してまだ十分発達していないものとしてではあるが、GWも認められている(同書一六九頁)。従つて大体一九二〇年代の半頃から三〇年代の半頃までの間に、GW及びSGWの名称が現われ且つまた普及するに至つたとと言えるようである。GWという名称ではなしに、グループ活動を通じて個人の発達をはかるというGWの実体は、かなり古くからあつた。一九世紀の後半にセトルメントもYMOAもボイスクラブも初めて現われたが、それらはいずれもグループ活動を通じて個人の発達をはかる仕事をして来たのである。いつどこでGWという名称が用いられるようになったかは分らないが、とに角その実体は前からあつた。(注五) 同書第一章の冒頭に「Social "group work" and "case work" の相違は、目的よりもむしろ重点と手続の点にある。」という文章がある。そこにSGWという言葉が出てくるわけであるが、その個所以外には出ていない。既にソーシャルケースワークという名称が確立していたので、それと並べる場合にGWにもソーシャルという字をつけたという程度のことかもしれないが、その時にはまだSGWという名称が考えられる何の理由もなかつた、と言える根拠もない。

Fink, Wilson, and Conover 前掲書によつてGWの歴史を一瞥すると、GWは大体三つの源泉から発達したと見られている(五

〇二一五〇七頁)。その一は、レクリエーション又は性格形成活動とよばれる種類の、例えばYMCA・ボイスカウトなどの如き活動、その二は、インフォーマルな教育的活動、例えば成人教育・労働者教育・両親教育などであり、その三はソーシャルケースワークである。GWのうちソーシャルケースワークと密接な關係で行われるものの場合には、当時のケースワークの進歩の影響が及んで、目的や手続きについての一層の研究・記録を適切に行ふことの認識・ケース廻付の仕方の改善・を促すに至つた。斯くしてGWには、ケースワークと密接な補足的關係を持つ性質のものと、比較的に關係のうすいものとが発達して来たのである。前者は社会事業に属するGWであり即ちSGWであつて、後者は社会事業に属しないGW即ち教育事業或いはレクリエーション事業などに属するGWと見ることが出来る。一九三五年の社会事業会議での研究報告 W. Inewstetter, What is Social Group Work? (Proceedings of the National Conference of Social Work. June 9-15, 1935. Chicago, 1935. pp. 291-299.)の内容は、GWの教育的な面を説いており、個人の困難解決を援助する方法としては説いていない。しかし眞のSGWは、グループを通じて個人の個別的な発達をはかる過程であつて、当時GWの名で行われているものの中には、個別化的な方法でなくて、一律的方法によつて個人の発達をはかるものがあるが、それは眞のGWではないことを指摘している。一九三五年版社会事業年鑑のSGWの項の説明及び前掲 Williamson の著書

グループワークの社会事業における位置

の如き重要な文献が、個別化を重視しなかつた時代のことである。(注六) SGWは、余暇活動を行う機関の仕事と実質的に同じであると言う。しかもその方面でも、この名称は一般に受入れられない。従つてまだ社会事業用語として、確立されてると言えないと述べている(同書、四五八頁)。

斯くしてGWとSGWとの二つのものがあることになつた。即ち二つともグループ活動を通じて個人の発達をはかる点では同じであるが、一つは個人々々の個別的取扱に重点を置く方針をとり、事実に例へばセトルメントで行われるやうに、ケースワークと密接な連絡協力の下に行われるもの、従つて社会事業とよばれるにふさわしいものであり、他はそれ程個別的な取扱に重点を置かないものである。この社会事業としてのGW即ちSGWは、その後もケースワークの発達に伴つて、社会学・心理学・社会心理学・精神医学などの進歩の成果を取入れ、益々高度の技術をもつて行われるやうになつた。そして所謂治療的グループワーク或いはグループ療法、より正確にはグループ心理療法とよばれるものの発達を見るに至つた(早坂泰次郎・牛窪浩訳著、グループ・ワーク——精神衛生の社会心理学——日本学生図書協会、一九五七年刊、参照)。但しこれがSGWに属しないという見解をとる学者もある(注七) Harleigh B. Trecker 前掲書二八—二九頁は、グループ療法を医療機関で精神医学者の専門的指導によつて行われるものとし、「SGWとグループ心理療法とは非常にちがうものである。

その理由で我々はグループ心理療法をこの書では考察しない。」と言っているが、Helen I. Clarke, *Principles and Practice of Social Work*, New York, 1947, p. 89. は、若干の権威者はこれがGWかケースワークかについて疑問を抱けけれども、自分はこれを特殊の (specialized) GWとよび、普通のSGWを基本的GWとよびたいと言っている。

斯くしてSGWは益々ケースワークの性格を帯びて来た。そこで社会事業の概念に関連して二つの疑問が生じて来る。一つは、社会事業の主要方法としてソーシャルケースワーク・SGW・コミュニティ・オーガニゼーションの三つが挙げられるけれども、<sup>(注八)</sup> コミュニティ・オーガニゼーションは別として、SGWはケースワークと並ぶものでなく、実はケースワークを補足するものであり、或いは一種の形態のケースワークとも言える性質のものであって、従ってケースワークこそ社会事業の中核的方法ではないか、ということである。コミュニティ・オーガニゼーションについては、別の機会に考察したいと思うが、これもまたケースワークを補足するものと言える。すると結局、社会事業はケースワークを中核として、それと密接に結びつく諸活動であると一応は結論できるであろう。第二の疑問は、教育的及びレクリエーション的グループ活動を指導する場合、ケースワークの様に社会的不適応の問題を持つ人々だけを取扱うのではなく、そういう問題を持たないいわゆる「正常」な人々をも取扱うことが多いが、SGWが若しも一層広く行われることになると、益々「正常」な人

々を多く取扱うようになる、その場合社会事業の概念はどう規定されるべきかということである。この問題について述べる前に、若干の事例を紹介して、SGWについての詳細な説明の代りにしたいと思う。<sup>(注八)</sup> これら三つの他に、social action・社会調査・社会行政などを主要な方法として挙げている学者もあるが、歴史上はとも角として現在の社会では、これらは特に社会事業だけにとって重要だとは言えない。従って前の三つと同じ程度に主要な方法と言うことはできない。

#### 四、ソーシャルグループワークの若干の事例

以下の事例はすべて Wilson and Ryland の前掲書に収められているものの要約であるが、先ず第一は或る児童相談所 Child Guidance Clinic で行われた六歳及び七歳の子供のグループの場合である (三五二―三七〇頁)。

この相談所は児童専門家が児童及び両親と協力して、児童の情緒的病気を治療することを目的とするもので、児童をグループに適応させるのではなく、グループ経験を通じて他の人々との共同生活に適応するよう援助することを方針としている。このグループは一〇月に五人で始まり、一週一回午後後に集合して、翌年六月まで三〇回続く。夏休をおいて秋にまた始まるのであるが、この記録は六月までの分を終る。その間に七人参加し六人いなくなる。そのうち二人は他の一層適当なグループへ移され、一人は他の子供を嫌って来な

くなり、一人は母親がこのグループワークを好まなかったため、一人は母親が不熱心であったため、も一人は母親と共に避寒したために来なくなった。この相談所へ連れて来られた理由は、子供達が、神経質である・いうことをきかない・学校を嫌う・普通の時間に寝ない・などの症状を持ち、すべて普通の子供らしいというよりは成人の行動型を持つことである。知能指数は九五―一〇〇のもの四人、あとはそれ以上で、健康状態も大体よい。担当のグループワーカーは婦人一名で、子供達同志ワーカーもすべて初対面であるが、前もって行われた専門家達のケース会議にワーカーも参加し、且つ子供をグループに加える決定にも参与しているから、ワーカーはそれぞれの子供について十分な知識を持つ。使用する遊戯室に備付けてあるものは、ぬり絵道具・紙細工用の紙・粘土・ろくろ・板・鋸・堅鋸・玩具の家などである。毎回最初は各自が勝手に遊び、次に休憩と菓子とお話し、そのあとはこのお話しを劇にして遊ぶのが通例である。ワーカーは一人々々に対して絶えず観察を続け、その子供の必要を充すよう適切に応待する。例えば小学校一年生のスザンヌという子は、一人子で両親が不和で父親が別居していることで悩んでいる。その苦悩を救うためにこの相談所へ連れて来られ、はげ口の無い緊張と不安を発散させるために、このグループへ入れられた。スザンヌがぬり絵に興味を持つと、ワーカーは用意してあるエプロンをつけさせ、汚しても差支えないことを納得させる。スザンヌはぬり絵に熱中する。そのあとで休憩の時、テーブルの支度を喜んで

グループワークの社会事業における位置

受持つ。彼女も他の子供達も、行儀よく食べたり話したりする。そのあと男児の一人がテーブルから遠くとべると言い出し、スザンヌも加わってとびっこをする。斯くして食事の間の成人らしい行動からこの子供らしい行動へ、余り精神的葛藤なしに移ることができ。時には戦争やスーパーマン・ターザンなどの劇をして、社会的に容認される活動の形の中で、敵対感情の直接的な表現をさせたりする。斯うして回を重ねて行くうちに、スザンヌも極めて子供らしく行動できるようになる。

第二の例は、身体障害者の医療施設内で、そこに收容されている者に対して行われるSGWであって (三九四―四〇八頁) グループは一〇歳から一六歳までの少女一四名である。このグループも自分達の意志でこの收容施設に集まっているわけではないから、従って最初は自発的グループという性質に不足している。また不必要な高声・笑声を禁じられており、罰則はこのクラブへの出席停止である。だからこのグループワークは特殊のもので、ワーカーはその背後に施設の権威を背負っている。しかし少女達が互いに境遇を同じくしていることが、同質性と安定感を生ぜしめ、グループに必要な絆を強めている。クラブは遊戯やおしゃべりを目的とし、ワーカーがついていても、話すこととすること一切自由を与えられる。一回一時間に限られており、何回かの間に、ワーカーを独占しようとする競争の表面化・サブグループの形成・独裁的リーダーの出現とその勢力の失墜などがあって、それらの経過の後に一同で劇をやる相談

が始まり、会員が全員自然に一つの目的に協力することとなる。この環境の中であり乍ら、自発的なグループの性格を十分に持つようになつたのである。

この例は、特に難しいと思われるような問題を含んでないのではないかと思う。成員の個人々々が、特に何か重大な情緒的困難を持つことは示されていない。従つてこの例は、SGWとGWとのいずれに属するかが疑問となるようなものである。

第三の例は、二三歳から一六歳までの少年のクラブの場合で（四〇九―四二〇頁）或るコミュニティーセンターでのSGWである。最初四人の少年がセンターを訪れて、プログラム主任から一グループワーカーに引合される。この少年達について、施設では何も知識を持っていない。少年達は最初意見が一致しないままで八回会合を続ける。その間に参加者があつて計二三名になるが、出席は極めて不規則である。三回目にピートという少年がワーカーにビールを飲むかときく。彼等は毎週或る酒場からビール二箱を盗むから、飲みたければ持つて来ると言う。ワーカーは学校の訪問教員に面会し、ピートの記録を調べ協議する。ハルという少年が足を骨折したのを見舞う。ハルの父は家出し、母は弟達を可愛がっているらしい。この少年が度々負傷するのは、何かの問題の現われとワーカーは考える。ピートが性的非行の容疑で一時保護所に收容されたことを聞き、少年裁判所のワーカーを訪れ、保釈になつたことを知る。ハルの問題について家庭の世話をしている公共福祉機関側と協議があ

講演をきいた後で、妻の両親と同居している若夫婦がそこへ入る資格があるかと質問する。グループワーカーは、そこに何か問題のあることを感じて、彼女と面接する。彼女が新しいアパートに住めたらどんなによいだろうと言うのに対して、ワーカーは、それには夫婦でないと難しいと言う。すると彼女は、自分は結婚などできるとは思わない、子供を生むのは恐ろしいと言う。更にワーカーは、彼女が家庭で両親や、彼女の子供の頃結婚した兄や姉から子供扱いにされ、商店員として受取る給料もそのまま母親に渡して、母親から小遣を貰っていることを知る。そして彼女が平生年長のクラブ員達の意見をきこうとせず、ワーカーの注意がなければその申出をいつも拒否しようとするのは、親達の自分に対するような態度をクラブ員達に対してとることにより、情緒的必要を満足させているのだと解釈する。彼女はまた、弟が自由を与えられていることに不満であると話す。そこでワーカーは、彼女と母及び弟との関係に注意を集中して数回面接を続ける。ワーカーは同情あり理解ある聴き手として、始終非審判的態度をとることにより、彼女に自由に話させその成人としての自覚を自然に起こさせて行く。その結果、彼女の会長としての態度に著しい変化が現われ、従来ダンスや食事の会合ばかりが多かったのが、討論集会なども開かれるようになる。

この例は非常にケースワーク的であること、平素の観察が行届いており小さな機会を逃さずとらえて、問題の分析に役立てていること、個人的な面接で重要な過程を生み出していることなどに注意を

グループワークの社会事業における位置

り、センターからグループワーカー並びにケースワーカーと夫々の査察員が出席する。九回目に近所の学校の体育館を借りて、初めてソッカーをする。ポールという少年が虚弱でソッカーも普通に続けられないので、病院へ注意すべきことをききに行く。一回目には、その約一ヵ月前に彼等のうち五人が、酒場で現金七五ドルと煙草五〇カートン・チョコレート若干を盗んだが、それを隠した場所から誰かに盗まれたこと、その後同じ連中がドラッグストアから約一〇ドルの現金と菓子・ガムなどを盗んだが、それも隠し場所から誰かに盗まれたこと、警官がこれら少年をすべて捕え、少年裁判所で訊問したが、その日のうちに帰したこと、それは彼等のうち四人が他の二人の少年と共にスタジアムから銃器を盗み出したことに関しであつたことを、当事者の一人を含めた少年達から話される。このようにして、ワーカーの努力にも拘らず、このグループは次から次へと問題を起こして行く。

この例で注意をひくのは、グループワーカーの完全な無干渉の態度と、少年達のワーカーに対する特殊の態度、即ち家族にも教員にもその他恐らく誰にも示さないだろうと思ふ開放的な態度である。

第四の例は、二〇歳代の男女のレクリエーションクラブの場合であつて（四五七―四六二頁）この年齢の男女に対しては、新しい熟練を学び同じ職業の人々と結合し或いは公共の問題に参加する機会を与えるために、GWが行われるが、或るクラブの会長をしている二一歳の女性が、集会で近所に建つ市営住宅についての当局側の

ひかれる。

以上四例の中で、第一例はグループ療法であり、社会事業か医療事業かが問題になる型のもの、第二例は、GWではあつてもSGWとは言えるかどうか分らない様な型であり、医療施設内であつてもグループ療法と言えそうもない。第三例は、ケースワークと密接な関係を持つている点ではSGWの様であるが、ワーカーが果してソーシアルグループワーカーとしての機能を果しているかどうか、不明瞭なものである。そして第四例は、ケースワークとの連絡協力はないが、前述のようにそれ自体が極めてケースワーク的のものである。  
（注九）なお早坂・牛窪訳著、前掲書に、一時保護所の少年達に対するSGWと、児童相談所での青年期女子とのSGWとの優秀な記録がある。

### 五、社会事業におけるグループワークの位置

第三節末尾で述べた二つの疑問のうち第一のもの、即ちSGWは社会事業の主要方法としてケースワークと並ぶものではなく、ケースワークを補足するものではなからうか、という疑問については次のように考える。先ず第一に、SGWはケースワーク同様に個人を個別的に取扱おうとし、また時に上述の第三及び第四例の如くグループを離れて個人を取扱うこともあり、結局ケースワークと本質的に異なるものではない。第二には、第一例・第三例のように、ケースワークと密接な関係において行われることがある。GWには不適

当な問題を持つ個人がケースワークに廻されることもあり、最初からグループに全く参加し得ないで、先ずケースワークで援助されることが必要な人もある。他方、ケースワークの側からは、個人を観察するため及びその他の理由で、GWに廻すことがある。斯くしてGWとケースワークとの関係は相互補足的である。第三には、社会事業の関心は結局個人にあり、グループにあるのではない。社会事業の見地からすれば、グループは個人のために利用されるに過ぎない。以上三つの理由によって、社会事業とはソシアルケースワークを中核として、これを補足するGW・コミュニティオーガニゼーション・その他、ケースワークと密接な関係にある諸活動を総括して言うことが出来る。そう考えることによって、社会事業外のGWから事実上区別し難い場合のあるSGWと、やはり他の目的のためのもとの区別し難い場合のあるコミュニティオーガニゼーションとを、ケースワークと同列に並べて主要方法とするよりは、比較的に判然と社会事業の概念をとらえることができると思う。<sup>(注一〇)</sup>

(注一〇) 早坂・牛窪訳著、前掲書、四二頁、「集団の大きさに関する最低の条件を、二人以上の成員と考えるときには、普通にいうケース・ワークもまた『集団的事態』としてとらえることが可能である。(中略)このような点からみても、ケース・ワークとグループ・ワークとの場面の相違は、本質的なものではなく、複雑さの程度の方がいであることが明らかになるであろう。」

(注一一) 「その他ケースワークと密接に関係のある諸活動」とい

もすべてがSGWへ向うとは言えないかも知れないが、除々にSGW技術が普及すると考えるのも、余り無理な予想ではないであろう。

(注一二) 竹内愛二著「グループ・ワークの技術」中央社会福祉協議会、一九五一年刊、一九二〇頁は、GWが「治療的」なものと「教育的」なものに分れているが、「研究と実験とによって、益々治療と教育とは別けることが困難になりつつあると考え、両者の一体化することを念願しているのである」と言う。但しここで「治療的」というのは、何等かの困難を解決するという意味であって、本稿で「グループ療法」として述べた狭い意味で言うのではない。

殊に重要な関係を持つ事実は、高度のGW技術の教育を行い専門家としてのグループワーカーを養成する機関が、主として社会事業教育の機関であると思われることで、これはこの技術の基礎となる諸学問がケースワークのそれと大体共通であるし、またケースワークとGWを一体化させて社会事業の効率を高めるためにも、当然のことである。古くからGWの専門家を養成する学校として、既に一九二〇年代に、例えばYMOAの設立した二つの大学・全米レクリエーション協会の経営した National Recreation Training School ロンビア大学 Teaches College のグループ及びコミュニティリーダーシップ専攻課程などがあったが、一九二六年に Western Reserve University 応用社会科学部の Group Service 課程で最初のGW専攻の修士が生れ、その後大学院を持ちGW専攻で

グループワークの社会事業における位置

う言い方は漠然としている。しかし社会事業という実践をとらえる場合にはやむを得ないと思うし、また差支えないと思う。現実は無限の多様性を持って常に変化する。ケースワークという中心は動かないが、周辺の部分は必然的に不明瞭ならざるを得ない。従って社会事業の概念規定を行う場合にも、余り明確に規定することは、その実践をとらえて研究する場合却って不便であるし、また実情に適しない概念規定にもなり得る。

第二の疑問即ちSGWの行われる範囲が拡大する場合に、社会事業の概念をどう規定すべきかという疑問には、答えることは困難である。元来社会事業の中のGW即ちSGWも社会事業の外のGWも、決して本質的にはちがうものではない。一般のGWが進歩して来れば、むしろ次第に区別することが困難になると想像できる。<sup>(注一三)</sup> 理論の上でも実践の上でもそう言えると思う。例えばHedberg(前掲書八頁)のSGWの定義を見ても、社会事業機関で行われるという限定をしている点を除くと、前記米国グループワーカー協会の定義と、内容は少しも違わない。従って本稿第一・第二節はSGWをも含めてGW一般について述べたのであるが、一部分はSGWについて言われていることを、そのまま利用したわけである。実践の上でも、前記第一例の様な場合、或いは精神病院や少年院のような収容施設での治療的なGWを別とすれば、SGWでも当然「正常」な人々を扱う。他方、GW技術の進歩の方向は恐らくSGWであろうと思う。現実的には諸種GW機関にはそれぞれ方針があることだから、必ずし

学位を与える社会事業大学が増加して、一九五六年には二四を数えるに至った(Helen U. Phillips, Essentials of Social Group Skill, New York, 1957, p. 40)。社会事業大学以外のGW専門家養成学校の現状は分らないが、高度のGW技術の教育を行う機関としては、社会事業大学が大部分を占めるものと想像する。H. U. Phillips(前掲書、四三頁)は、GWの熟練は古くからのグループワーカーの経験から徐々に発達して来たもので、社会事業大学における教育から起こったとするのは誤まりであると言うが、同時にまた「自我と能力との意識的な学理づけられた利用」という意味の熟練は、SGWの専門教育を受けて初めて獲得される、と言う。

ところが社会事業のグループワーカーと他方面のそれとの研究上その他の協力は十分でない。グループワーカーには、教育事業・レクリエーション・社会事業と三方面からの出身者があるので、最初はグループワーカーとして統一がなかったが、一九三五年の社会事業会議にGW部会が設けられたのが刺戟となって、一九三六年に米国GW研究協会 American Association for the study of Group Workが組織され、これら三方面のワーカーを收容した。しかしこの団体では最初からソシアルワーカーが多数を占め、これに参加しなかった人達は、その後 Society of Recreation Workers of America(後の American Recreation Society), American Association for Health, Physical Education and Recreationなどを組織した。その結果GW研究協会の会員のうち社会事業方面

のワーカーが益々大きな割合を占めることになり、一九四六年には、改組して米国グループワーカー協会となった。教育方面及びレクリエーション方面のワーカーも加入できることになってはいるが、社会事業のワーカーが大多数を占める。この協会は一九五二年に、各種ソーシャルワーカーを二団体に組織する計画に参加した (Felt, Wilson, and Onover, 前掲書五〇七—五〇八頁)。

この事情は、SGWが行われる領域が拡がるという可能性を弱めるものである。また社会事業の内部でも、社会事業大学出身の専門家が著しく不足している。従って容易にSGWが外部で用いられようとは思われない。しかし乍ら、SGWが他のGWより高度のものであるならば、いつかはそれが社会事業外でも行われるかもしれない。という意味は、問題を持った個人に対して問題解決を援助するよりは、グループ活動を通じて個人の社会的発達を援助することに重点を置いて、高度のGWが行われることになるかもしれない、ということである。そうなるとその仕事は、少なくとも前に述べたような社会事業ではなくなるが、その場合にもやはりそれを教育事業とかレクリエーションとかの中で行われるSGWと考えること、即ちケースワークと不可分の関係で結びついているGWと考えることがよいのではなからうか。何となればその仕事の進歩と改善とは、ケースワークと共に一体として研究され実践される場合にのみ、可能であると思われるからである。要するに私が言いたいことは、ケースワーク・GWの内容も変って来たしその領域も広がって、従

って社会事業の実態は変って来たこと、右に述べたSGWの領域拡大的可能性はとも角として、今後何か変化が起こるであろうこと、それに応じるために概念は伸縮性を持たねばならぬこと、それにはいわゆる技術論的概念規定をすべきだと思ふことである。それはケースワーク・GWなどを分野として見ずに過程として見て、斯かる過程を含むものを社会事業と考えることであり、従って教育事業・レクリエーションのGWがSGW化する場合に、やはりそのGWを社会事業と考えることである。その場合に、その仕事を進歩させ改善する努力は、最も効果を挙げ得るものと思ふ。そのようなGWを社会事業と認めないとしても、事実上その技術の進歩改善のための研究・専門家の養成などは、社会事業に関する研究・教育の機関に依存せざるを得ないだろうと思ふからである。

(注一三) 斎藤勇一著、グループ・ワーク——小団指導——福祉春秋社、一九五一年(?)刊、三頁「グループ・ワーク(小団指導)は社会事業ではない。社会事業に於て広く用いられ、且つ有効な社会事業の方法の一つである。しかも(中略)社会事業の基本的方法の一つとせられて居りその意味ではソーシャル・グループ・ワーク(社会的小団事業)と呼ばれる。」と言ふのは、社会事業というものが別にあつて、GWはそのための方法の一つであると言つていられるように受取られる。本稿ではケースワークと結合するGWは、方法であり過程であるけれども、その方法・過程それ自体が社会事業の本質的要素と考えられているわけである。

## フランク時代における comitatus の展開

宇尾野 久

カロリング時代に著しい社会的展開をとげる太公 (dux) や伯 (comes) と寄進帳やその他の資料に現われてくる自由所有地 (allodia) 所持者<sup>(1)</sup>によって形成されているガウ又はウィラの対応関係については従来社会経済史の学説史のうえでは殆どグルントヘルシャント形成の問題として扱われてきた。

例えば Karl Theodor von Ihana, Sternegg, Deutsche Wirtschaftsgeschichte, I. Bd. S. 278 中. では『大グルントヘルシヤフテンとその農制の形成』といった論題のもとでまずカロリング時代の王領地の大拡大(一七六の大 Kammergüter, ibid., S. 281.) が、開墾、没収、帝国聖堂料地の支配等によって進展したこと、更に帝国の貴顕達の領地や封地の増大が挙げられている。

Karl Lamprecht, Deutsches Wirtschaftsleben im Mittelalter, I. 2. S. 991. ff. 及び Die Grundherrlichkeit, 8 表題の部族法時代の自由人と完全な物権的支配 (die volle sachenrechtliche Herrschaft) の対象としての非自由人の人的関係からカロリ

フランク時代における comitatus の展開

ング時代の一般自由人が、主人の Grundholden<sup>(2)</sup> となった非自由人に殆ど又は完全に等しくなり、裁判やマルクのアルメンデの上級所有権、中世的独占権等を通じてグルントヘルとグルントホルデンの中世的人的関係が生じたこと、更に別に die Immunitäts-Grundherrschaft の形成等が述べてある。なおラムブレヒトはカロリング時代の大グルントヘルシヤフトと小グルントヘルシヤフトの共存を認め、また王料地域地域の領土的閉鎖性に対して貴族的土地所有の Streitlage を特徴づけることによって (ibid., SS. 738-741.) 九—十三世紀にいたるモーセルランド地方のグルントヘルシヤフテンの複雑な姿をえがき出している。この点で小グルントヘルシヤフテンを犠牲にしての大グルントヘルシヤフトの拡大を説く Werner Witlich に対して著しい対照をなしている。

更に A. Dopsch, K. Wührer, R. Kötzschke, von Below, F. Lütge, K. Verheia 等がなした王及び聖俗両界のグルントヘルシヤフトの内的探究はたしかにグルントヘルシヤフトの内容を